

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 J V Cケンウッド		コード	6632
提出日	2020/5/20	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため			
☒	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	阿部 康行	社外取締役	○										○					有
2	岩田 眞二郎	社外取締役	○										△					有
3	浜崎 祐司	社外取締役	○													○		有
4	斉藤 勝美	社外監査役	○													○	新任	有
5	栗原 克己	社外監査役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	阿部康行氏の兼職先である株式会社SUBARUと当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社オレンジ・アンド・パートナーズと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めたSCSK株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係がありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。また、同氏が過去に役職員を務めた住友商事株式会社と当社との間には、過去に販売の取引関係がありましたが、当時の取引額は、当時の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから約2年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 さらに、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。	当社は、同氏の当社グループ外の法人等における業務や企業経営を通じて得た海外等での電機・機械・情報産業分野等の豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等から、経営者としての適切な助言を当社の経営に活かすこと、また、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言により、引き続き当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任し、独立役員として届出しています。
2	岩田眞二郎氏の兼職先である株式会社ベネッセホールディングスおよび株式会社A. I. I. Technologiesと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた株式会社日立製作所と当社との間には、過去から現在にかけて仕入および販売の取引関係が、株式会社日立国際電気と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係が、株式会社日立物流と当社との間には、過去に仕入、当連結会計年度に販売の取引関係が、日立オートモティブシステムズ株式会社と当社との間には、過去に販売の取引関係がそれぞれありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および各社の連結売上高の1%未満であり、当社および各社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社日立製作所の役職員を辞してから約2年、株式会社日立国際電気の役職員を辞してから6年、日立オートモティブシステムズ株式会社の役職員を辞してから3年、株式会社日立物流の役職員を辞してから約2年が経過しており、現時点において各社との間に何らの関係もありません。また、同氏が過去に役職員を務めた株式会社不二越、Hitachi Data Systems Corporation、Hitachi Global Storage Technologies, Inc. (現 HGST, Inc.) および日立工機株式会社と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 さらに、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。	当社は、同氏の当社グループの上場企業等における企業経営、情報通信領域および自動車関連領域における豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等から、経営者としての適切な助言を当社の経営に活かすこと、また、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任し、独立役員として届出しています。
3	浜崎祐司氏の兼職先である株式会社明電舎および一般社団法人日本電機工業会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた住友電気工業株式会社と当社との間には、過去(当連結会計年度の取引関係はありません。)に仕入の取引関係がありましたが、当時の取引額は、各取引年度の当社および同社の連結売上高の1%未満であり、当社および同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 さらに、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。	当社は、同氏の当社グループの上場企業等における企業経営、情報通信領域および重電領域等における豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等から、経営者としての適切な助言を当社の経営に活かすこと、また、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任し、独立役員として届出しています。
4	斉藤勝美氏の兼職先である株式会社チュウテックと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた出光興産株式会社および昭和シェル石油株式会社と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。	当社は、同氏の当社グループの上場企業としての企業経営を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を活かすこと、また、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、監査役として選任し、独立役員として届出る予定です。
5	栗原克己氏の兼職先である株式会社リコーと当社との間には、過去から現在にかけて、仕入および販売の取引関係が、日本アンテナ株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて、仕入の取引関係がそれぞれありますが、当時および当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社および各社の連結売上高の1%未満であり、当社および各社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しております。	当社は、同氏の当社グループの上場企業における業務や企業経営を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地および人的関係等を活かすこと、また、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会および監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、監査役として選任し、独立役員として届出る予定です。

4. 補足説明

当社は、原則として、経験、実績、専門的知見・見識等による経営の監督機能の実効性を確保する一方で、一般株主の利益相反のおそれのない独立性についても確保するため、独立性に関する基準または方針は、株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5. (3) の2を基準に、当社の主要株主や主要取引先(連結売上高の1%以上の取引額がある取引先)の業務執行者であった経歴がないことを確認するなど行つたうえで、社外取締役および社外監査役の候補者を決定する。
(「JVCケンウッド コーポレートガバナンス方針」(2018年12月1日改定) 第18条(独立性判断基準)より)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上a～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。